

豊島区困難女性支援基本計画の策定及び計画案に係る
パブリックコメントの結果について

1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和6年12月5日(木)～令和7年1月6日(月)
- (2) 周知方法 広報としま11月21号、区ホームページ、豊島区公式 X、豊島区男女平等推進センター(エポック10)公式 X への掲載
- (3) 閲覧場所 男女平等推進センター、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、中高生センタージャンプ、子どもの権利相談室、教育センター、区ホームページ
- (4) 受付方法 郵送0件 FAX1件 メール11件 窓口持参0件
- (5) 意見件数 49件

※同一人から複数の意見が提出されたため、(4)受付件数の合計と一致しない。

	内 容	件 数
第1章 計画の策定にあたって	1 基本的な考え方	7
	2 計画の性格	2
第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状	1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況	6
第3章 計画の内容	全般	1
	施策の方向1早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供	11
	施策の方向2様々な困難な問題を抱える女性への支援の推進	16
	施策の方向3多様な主体による支援体制整備	6
合 計		49

2 ご意見の概要と区の考え方 別表のとおり

3 結果の公表(予定)

- (1) 公表日 令和7年3月1日
- (2) 周知方法 広報としま3月1日号、区ホームページ、豊島区公式 X、豊島区男女平等推進センター(エポック10)公式 X への掲載
- (3) 閲覧場所 男女平等推進センター、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、中高生センタージャンプ、子どもの権利相談室、教育センター、区ホームページ

パブリックコメントに対する区の考え方

別表

対応区分の考え方

対応：意見を踏まえて、計画案の修正を行う場合
 対応済：意見の内容について、すでに計画案中に記載している、実施している（趣旨実施を含む）場合
 対応不可：意見の内容について、必要性や規程・権限の有無等により対応しない、できない場合
 個別具体的な質問・要望等：意見が個別具体的な内容であるため、計画案には記載せず、個別の検討が適切である場合
 ※意見の一部について対応し、一部は対応済や対応不可の場合は、対応に分類した。
 ※意見の一部について対応済であり、一部は対応不可の場合は、対応済に分類した。

第1章 計画の策定にあたって

1 基本的な考え方

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
1	2	(1)策定の趣旨			様々な要因で生きづらさを抱える女性を対象に支援の施策が行われることに、大きな期待をもつ。	困難な問題を抱える女性への支援につきまして、ご理解いただきありがとうございます。困難女性支援計画を策定し、支援の施策を着実に進めてまいります。	対応済
2	2	(1)策定の趣旨			計画案中の売春という単語をすべて国の基本方針同様かぎ括弧でくくってほしい。 「売春」の実態は性搾取被害であり、(特に)女性が自らの選択で性売っているような言葉を何気なく使うことは適切ではない。	ご意見のとおり、国の基本方針に則り、記載を一部修正しました。 計画案には2か所売春という用語を使用しております。計画案2頁1基本的な考え方(1)策定の趣旨中、旧売春防止法とあるのは、国の基本方針でもかぎ括弧がありませんので、原案通りとし、 売春を行うおそれのある「要保護女子」 の記載については、「 売春を行うおそれのある女子(要保護女子) 」と修正いたしました。 【修正前】売春を行うおそれのある「要保護女子」 【修正後】「売春を行うおそれのある女子(要保護女子)」	対応
3	2	(1)策定の趣旨			「被害」という言葉は、「加害」を薄めることになるため「加害を受けている人」など発想の転換が必要。そのことで自分の被害に気づく人もいるからである。	ご意見の重要性については認識しております。 「性的な被害」といった用語の使用については法や国の基本方針に準じて使用しております。	対応不可
4	2	(2)基本理念			女性政策というと、妊娠・出産・子育て・配偶者からの暴力ばかりに焦点が当たり、結婚している(すること、母親である(になる)こと)が前提となっているが、女性が一人で生きていくことの難しさがある。 性搾取被害から低年金、住宅確保難まで女性の経済力の弱さが背景にある。社会的な力も持ちにくく、自分一人を養うのも困難な状況に陥りやすいこと、経済的な問題以外にも様々な不安から、男性を頼りに生きざるを得ないことが問題ではないか。 豊島区は単身女性を多く抱えている。女性＝母親または妻という視点に立った女性政策を、新法をきっかけに脱却し、女性一人でも安心・安全に楽しく生きられる街を目指してほしい。	本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。 また、計画案6頁で計画の目標を「困っている女性をともに支えるまち」と定め、計画案2頁 1 基本的な考え方 (2)基本理念でも「すべての人がその人権を尊重され、福祉が増進される誰一人取り残さないまちの実現」に寄与するものと、本計画を位置付けております。 ご意見のとおり、女性一人でも安心・安全に楽しく生きられる街を目指してまいります。	対応済
5	3	(3)支援対象者			女性の定義が必要。某団体の表現を参考までに記載する。女性(ジェンダーに基づく暴力の対象となるシスジェンダー、トランスジェンダー、性別を決めかねている人々)	ご意見のとおり、女性の定義を明確にする観点から計画案3頁(3)支援対象者中の女性(性自認)の記載をこころと身体の性を含んだより包括的な表現である女性(性自認を含む。)に修正いたしました。 【修正前】性自認 【修正後】性自認を含む。	対応
6	3	(3)支援対象者			「また基本方針では、女性が、女性であることにより、「性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害」に遭遇しやすい状況にあることや」について暴力は100%加害者の問題であり、被害と明記することにより、暴力をした人、加害者の責任に目が行かなくなるので、下線部の表現は、性加害を受けやすい状況に修正を希望する。性的虐待も性的搾取も加害者が主語となっている名詞で、それに合わせて性的な被害ではなく性加害とすることで整合性が出ると思う。この観点から全編の表現を見直してほしい。 マスキの表現も「性被害」よりも「性加害」表記に変わってきていることにも注目したい。	表現、用語の使用については今後も細心の注意を払って検討してまいります。 なお、該当箇所は国の基本方針からの引用でありますので、記載については原案通りといたします。	対応不可
7	3	(3)支援対象者			「予期せぬ妊娠等」の女性特有の問題が存在することの他、「不安定な就労状況、経済的困窮、孤立など」の社会的経済的困難に陥るおそれがあること等について女性特有の問題という表現は、女性という性別に問題があるような印象操作につながる表現だと思う。よって、下線部は女性が引き受けざるを得ない事象が存在することに修正希望する。妊娠は一人でするわけではない。妊娠させた側に注目させるような表現が必要。	表現、用語の使用については今後も細心の注意を払って検討してまいります。 なお、該当箇所は国の基本方針からの引用でありますので、記載については原案通りといたします。	対応不可

2 計画の性格

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
8	4				計画の性格のところに、下線部を踏まえて立て付けのところに憲法一条約(女子差別撤廃条約)一困難女性支援法一条例一区計画といったことを記載してほしい。 支援という言葉自体が「支援する人」「支援される人」という力関係が明白な言葉なので、そうではなく、女性の当然の権利として行政を利用して欲しいというメッセージになる。 すてきな計画を期待している。支援される人は決して悪くない、恥ずかしいことでもないというメッセージである。	計画案4頁2計画の性格に、「本計画は法第8条第3項に基づく」計画であることを記載しております。 区の計画でありますので、区が制定した条例や策定した計画以外は直接法に記載のある範囲にとどめて記載することとし、法同条同項に規定のある国の基本方針及び都基本計画までを記載しております。	対応済

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
9	4	/			4頁 2.計画の性格の図に、豊島区自治に関する基本条例を追加してはどうか？区民が主役という位置付けを示す必要を感じた。行政にお任せではない部分を周知。	ご指摘のとおり、困難な問題を抱える女性への支援は、行政に限らず、民間団体や、区民、事業者など多様な主体が行う必要性があると考えております。こうした考えから、計画案40頁施策の方向3「多様な主体による支援体制整備」の共通課題において「豊島区自治の推進に関する基本条例」の協働の原則について記載しております。	対応済

第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状

1 困難な問題を抱える女性を取り巻く状況

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
10	11	(7)配偶者等暴力相談件数の推移(豊島区、平成26年度～令和5年度)			11頁 (7)配偶者等暴力相談件数の推移(豊島区、平成26年度～令和5年度)のデータの男女別がわかるといいと思う。東京都と国のデータも載っていたが、豊島区版が知りたい。	区では、女性のみを対象にDV(ドメスティック・バイオレンス)相談を実施しているが、男性のデータがないため、原案通りといたします。	対応不可
11	13	(11)母子等緊急一時保護世帯数の推移と保護理由(豊島区、平成26年度～令和5年度)			13頁(11)母子等緊急一時保護世帯数の推移と保護理由(豊島区、平成26年度～令和5年度)のデータの帰来先なしには具体的な理由があるはずで、その内容まで詳細に確認すると支援の方向が見えて来るのではないか？アンケートの項目を途中で変更することは難しいかも知れないが、内実を知ることが重要だと思う。	「帰来先なし」に至った具体的な理由については、事前に個々の方々の状況を把握しており、支援の方向性の検討に生かしております。詳細な状況につきましては、当計画での公表は控えさせていただきます。	対応済
12	15	(13)過去1年間に悩みを相談した先(特別区、令和5年)			15頁(13)過去1年間に悩みを相談した先(特別区、令和5年)のデータは、誰にも相談しなかったが33%と最多で、ここを目立つように一番トップに配置するのがわかりやすいと思う。色もグレーではなくて目立つ線の色がいい。	該当データは、「家族・親族」、「家族以外の人々」、「支援セクター」、「それ以外」で分類しているため、配置については原案通りといたしますが、ご意見を受け、上位3項目については、グラフの太さを調整してわかりやすくいたします。グラフの色については、計画冊子の本文は2色印刷となるため、原案通りといたします。	対応
13	16	(15)人工妊娠中絶総数 年代別割合(豊島区、令和元年度～5年度)			16頁 (15)人工妊娠中絶総数 年代別割合(豊島区、令和元年度～5年度)中絶の理由が母体保護法にあるため詳細は調べられないことも重々承知の上での意見。豊島区の医師会の届出からの数字とあったので、医師会と協力して中絶の理由を調査すると支援のあり方の参考になる。家庭内での夫婦間での避妊に協力しない夫による妊娠も多く、また性暴力による妊娠には同意の必要はないにもかかわらず、医師でさえ同意を求めている現場など医療側への啓発も必要と考える。	医師の認定による人工妊娠中絶は、母体保護法第14条に該当する者に行われており、個別の理由は当該医師が把握しているものと認識しております。区としては、望まず妊娠する方がいる現状について医師会をはじめ関係機関や区民に情報提供し、引き続き関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。	対応済
14	17	(16)女性特有・男性特有の病気の総患者数(全国、令和2年)			17頁 (16)女性特有・男性特有の病気の総患者数(全国、令和2年)下線部を前述(NO.7)の理由と同じで女性固有・男性固有	表現、用語の使用については今後も細心の注意を払って検討してまいります。なお、該当データは令和6年版男女共同参画白書(内閣府)からの引用でありますので、記載については原案通りといたします。	対応不可
15	17	(17)正規雇用労働者と非正規雇用労働者の状況(豊島区、令和2年)			豊島区の非正規雇用労働者が女性に多いというデータが掲載されている。その対策として、その中に困難女性、声をあげにくい人がいないかの調査をして対策を出してほしい。	令和9年度を計画始期とする次期困難女性支援基本計画策定にあたり、その基礎資料とすべく令和7年に区民意識調査を実施予定です。この調査結果も活用して、必要な対策を検討してまいります。	個別具体的な質問・要望等

第3章 計画の内容

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
16	30	/			配偶者のDVから守られるよう、共同規程で不合理にならないよう、弁護士体制を整えてほしい。	これまでも、区の法律相談や国の法律扶助制度(法テラス)等へのご案内を通じて、弁護士相談につながる体制を整えてまいりました。今後は、令和8年中に施行予定の民法改正に関する国の動向を注視し、法改正に伴う課題に対応した支援体制を検討してまいります。	対応済
17	31	施策の方向な1い多様な把握から自立まで切	①早期把握のための仕組みづくり		さまざまな困難女性への支援について緻密な計画を策定していることに敬意を表する。その上で、若年女性、子育て中の女性に比べ、単身の中老年女性への支援が手薄という思いがある。孤立感を抱え、どこに相談していいかわからない中高年女性はいくらもいる。そうした方に向けた相談窓口など設けてほしい。	困難女性支援基本計画策定にご理解いただきありがとうございます。本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策①概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身の中老年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別事情に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。その困難な状況に応じて、適切な相談窓口をご案内し必要な支援につながるよう努めてまいります。 【修正前】(略)誰もが相談しやすい体制整備を行います。また、気軽に安心して(略) 【修正後】(略)子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況に関わりなく、困難な状況にある誰もが相談できる体制整備や気軽に安心して(略)	対応

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況	
18	31	施策の方向1 早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供	①早期把握のための仕組みづくり		子育て中の支援は充実しているようだが、単身女性、中高年女性にはあまり手厚くないように感じた。非正規雇用に関するグラフはあったが、施策としてはよくわからない。 庁舎内で働く人の半数近くは非正規雇用で女性が多い。 年度契約は人権がない。	困難女性支援基本計画策定にご理解いただきありがとうございます。本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策①概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身女性、中高年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別の問題に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 【修正前】(略)誰もが相談しやすい体制整備を行います。また、気軽に安心して(略) 【修正後】(略)子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況に関わりなく、困難な状況にある誰もが相談できる体制整備や気軽に安心して(略) 【年度契約(人権)】 会計年度任用職員(非正規雇用)は地方公務員法に基づき任期が定められております。その配置については業務の性質や内容、期間により決定しており、今後も適正な配置がなされるよう努めてまいります。	対応	
19	31				施策の中に、単身女性であることに着目した項目を作してほしい。 まずは、とりわけ経済的不安、職場でのセクハラの遭遇頻度などを既婚女性と比較した調査や、単身女性であることによる困難や不快な経験に関する調査をし、それらを解消できるような対策をとると明記してほしい。	本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策①概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別事情に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 なお、令和9年度を計画始期とする次期困難女性支援基本計画策定にあたり、その基礎資料とすべく令和7年に区民意識調査を実施予定ですので、ご意見の内容を調査項目に加えることを検討いたします。また、その調査結果も活用して、必要な対策を検討してまいります。 【修正前】(略)誰もが相談しやすい体制整備を行います。また、気軽に安心して(略) 【修正後】(略)子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況に関わりなく、困難な状況にある誰もが相談できる体制整備や気軽に安心して(略)	対応	
20	31					中高年の困難な女性について盛り込んでほしい。	本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策①概要部分に明記しました。困難な問題を抱える中高年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別の問題に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 【修正前】(略)誰もが相談しやすい体制整備を行います。また、気軽に安心して(略) 【修正後】(略)子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況に関わりなく、困難な状況にある誰もが相談できる体制整備や気軽に安心して(略)	対応
21	31					困難な問題を抱える女性への相談窓口や支援の糸口が一番難しいと思う。 アウトリーチというが、支援対象者が、たくさんの窓口が挙げられているが、具体的にどう相談したらよいかの周知を明確にほしい。	困難な問題を抱える女性が、必要な支援に着実につながるよう、様々な機会を生かして相談窓口の周知を行い、積極的に働きかけるとともに、相談窓口間の連携強化や女性支援マニュアルの作成など支援体制の整備を進めて、SOSを取りこぼさない体制を構築してまいります。	対応済
22	31				1アウトリーチ等による支援対象者の早期把握	「アウトリーチによる早期把握」が重点事業になっているのはよい。 少女たちは大人に対しての信頼感を失っていて、行政への電話相談に、自分から悩みを相談することはないと聞くので、アウトリーチは重要である。 アウトリーチ活動を誰がどのくらいの頻度で行うのか、行ったのか知りたい。	ご意見のとおり、若年女性にとって行政の窓口で相談すること自体、ハードルが高いという認識により、「アウトリーチによる早期把握」を重点事業といたしました。 区では「すらすらスマイルプロジェクト」により、令和5年度から若年女性をターゲットとしたターゲティング広告を実施しております。その実績は計画案46頁指標③にも記載しており、令和6年度インプレッション(表示)数1,421,198回、リーチ(クリック)数5,822回となります。 令和7年度以降の数値についても、計画の評価、進捗管理の中で示してまいります。	対応済

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
17 【再掲】	32	施策の方向1 早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供	②健康・生活・就労・居住支援の充実		さまざまな困難女性への支援について緻密な計画を策定していることに敬意を表する。 その上で、若年女性、子育て中の女性に比べ、単身の中高年女性への支援が手薄という思いがある。 孤立感を抱え、どこに相談していいかわからない中高年女性はたくさんいる。そうした方に向けた相談窓口など設けてほしい。	困難女性支援基本計画策定にご理解いただきありがとうございます。本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策②概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身の中高年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別事情に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 その困難な状況に応じて、適切な相談窓口をご案内し必要な支援につながるよう努めてまいります。 【修正前】困難な問題を抱える女性が、(略) 【修正後】子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況を問わず、困難な問題を抱えるすべての女性が(略)	対応
18 【再掲】	32				子育て中の支援は充実しているようだが、単身女性、中高年女性にはあまり手厚くないように感じた。非正規雇用に関するグラフはあったが、施策としてはよくわからない。 庁舎内で働く人の半数近くは非正規雇用で女性が多い。 年度契約は人権がない。	困難女性支援基本計画策定にご理解いただきありがとうございます。本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策②概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身女性、中高年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別の問題に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 【修正前】困難な問題を抱える女性が、(略) 【修正後】子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況を問わず、困難な問題を抱えるすべての女性が(略) 【年度契約(人権)】 会計年度任用職員(非正規雇用)は地方公務員法に基づき任期が定められております。その配置については業務の性質や内容、期間により決定しており、今後も適正な配置がなされるよう努めてまいります。	対応
19 【再掲】	32				施策の中に、単身女性であることに着目した項目を作してほしい。 まずは、とりわけ経済的不安、職場でのセクハラの遭遇頻度などを既婚女性と比較した調査や、単身女性であることによる困難や不快な経験に関する調査をし、それらを解消できるような対策をとると明記してほしい。	本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策②概要部分に明記しました。困難な問題を抱える単身女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別事情に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 なお、令和9年度を計画始期とする次期困難女性支援基本計画策定にあたり、その基礎資料とすべく令和7年に区民意識調査を実施予定ですので、ご意見の内容を調査項目に加えることを検討いたします。また、その調査結果も活用して、必要な対策を検討してまいります。 【修正前】困難な問題を抱える女性が、(略) 【修正後】子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況を問わず、困難な問題を抱えるすべての女性が(略)	対応
20 【再掲】	32				中高年の困難な女性について盛り込んでほしい。	本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。そのことを施策②概要部分に明記しました。困難な問題を抱える中高年女性への支援については、困難な状況に陥ったそれぞれの個別の問題に着目する形で関連施策の中に網羅的に含まれております。 【修正前】困難な問題を抱える女性が、(略) 【修正後】子ども・若年・中高年などの年齢層や配偶者・子どもの有無などの家族の状況を問わず、困難な問題を抱えるすべての女性が(略)	対応
23	32				5就労等の 日中活動の 支援	50歳以上だと人件費も高いため解雇されても、解雇前と同様の給与水準を満たす職がハローワーク等になく転職活動を展開しても希望条件がかなう就職に結びつかない状況があるため、独立起業する際、行政のサポートや相談先があると安心である。50歳以上の経験も知見もある活躍できる女性が突然の解雇などでの失職後の支援を計画に含めてもらいたい。	起業を目指す女性に対して、起業に必要な知識を学べる「女性のための起業塾」の開催や、キャリア形成のヒントになる「ビジサポセミナー」を開催し、女性の再就職、起業を支援しております。

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
24	33	施策の方向1 早期把握から自立まで切れ目ない多様な支援の提供	②健康・生活・就労・居住支援の充実	6居住支援体制の推進	住宅問題も深刻で、家賃滞納の相談やアパート入居の際の緊急連絡先が見つからず、苦労したという声を聞く。 ネットカフェなどを利用しながら不安定な雇用形態で働いている女性もいる。男性なら自立支援センターを利用できるが、女性にはそのような施設がない。豊島区から、声をあげてほしい。	不安定な雇用により住宅を失った又は失う恐れのある方が早期相談につながるよう、相談窓口の周知はもちろん、関係機関との連携に取り組んでまいります。また、緊急連絡先がなく住宅の確保が困難な方(住宅確保要配慮者)がいらっしゃることは、区としても課題と認識しており、住宅確保要配慮者への支援について国でも検討されているところであり、その動向を注視してまいります。そして、自立支援センター利用に関しては、数は少ないものの現在女性の利用も可能になりました。今後も必要な数が確実に確保されるよう、区として声をあげてまいります。	対応済
25	33				年齢を問わず、独居女性の住宅補助(月5万円)を区が用意する。これで、最低限度の生活を送ることができると思う。	「子育てファミリー世帯家賃助成」や「高齢者等住み替え家賃助成」の家賃助成制度については、社会情勢等を踏まえて、これまで対象者や条件の緩和等を実施してきました。いただいたご意見については、今後の制度見直しにおいて参考にさせていただきます。	個別具体的な質問・要望等
26	33				空き家活用事業で、シェアハウスでひとり親居住支援に活用するという記載があるが、ひとり親支援を手厚くして欲しい。	施策②-6の記載のとおり、区では、空き家の利活用やセーフティネット住宅・安心住まい提供事業といった民間賃貸住宅の活用、公営住宅や家賃助成等により、ひとり親世帯を含めた住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するとともに、居住支援協議会や関係団体、庁内関係部署等の連携による居住支援体制の整備に取り組んでいきます。	対応済
27	33				区のセーフティネット住宅の間取りは1K(10～20㎡以下)が多く、ホームページを見たが、空きも少ない。母子入居の場合など、就学児以上の子どもとの入居時などは一人一人が落ち着けるスペースも必要。セーフティネット住宅以外に区営住宅も増やしてほしい。	区では、入居者の家賃低廉化のための補助の実施や、セーフティネット専用住宅のオーナーへ支援等により、セーフティネット住宅の登録促進に取り組んでいます。また、区営住宅や福祉住宅については、既存の戸数を維持していくとともに、建て替えの際には戸数の増加を図っていきます。	対応済
28	34	施策の方向2 様々な困難を抱える女性への支援の推進	共通課題	34頁 女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害やDV被害(第2章1(7)～(10)(P11・12))により遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題(第2章1(15)・(16)(P16・17))が存在します。 下線部を以下の通り修正する。 性暴力やDVにより遭遇…女性が引き受けざるを得ない問題	こちらは国の基本方針の表現を使用しています。計画案3頁1基本的な考え方(3)支援対象者の記載との整合性からも、記載については原案通りといたします。	対応不可	
29	34			34頁6行目にある若年女性から子育て世代との記述について、子育て世代とはどういった年代層を指しているのか。 ある一定の年齢の女性は育児をしていることが前提という発想が抜け切れていない。 それが女性＝母親又は妻という視点につながっている。 今や30代前半女性の未婚(非婚)率は約4割に迫り、豊島区を含む都市部では更に多いと推測する。統計上の数字に照らし合わせても、若年から中年・高齢の間ほどの年代を表す言葉として不適切なので、適切な言葉を考え、訂正し、単身の女性であることによる困難があることこのページに明記してほしい。	ご意見を受け、計画案34頁の該当箇所の記述を、幼少期から若年期、中年・高齢期までに修正しました。 また、本計画は年齢、婚姻・子どもの有無を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象としております。 この修正により、支援の対象に当然に単身女性が含まれていることも、併せてより明確になったと考えます。 【修正前】若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と 【修正後】幼少期から若年層、中年・高齢期まで	対応	
30	34			共同親権に関する記述がなかった。 共同親権はDV夫から逃れることができなくなり、女性を困難な状況に陥れている。区として、どのような立場が明確にすべきと思う。	共同親権については、女性が抱える複合的課題の要因のひとつとなりうるものとして認識しております。 令和8年中に施行予定の民法の改正では、DVや子への虐待の恐れが認められるときには、裁判所が単独親権を定めることになっておりますが、具体的な運用については今後国から示される予定です。 引き続き国の動向を注視し、法改正に伴う課題等に速やかに対応できるよう、施策⑤番号22「相談支援機能の強化」の中で、法改正に対応した相談支援機能の強化や支援員の質の向上を目指してまいります。	個別具体的な質問・要望等	
31	35	③若年女性支援の充実	7すずらんスマイルプロジェクトの推進	「すずらんスマイルプロジェクト」ホームページについて、多言語対応やふりがなの表示ができるのはとても素敵である。 区内の小中支援学級の児童・生徒に「すずらんスマイルプロジェクトホームページ」について学ぶ時間を設けてほしい。 特に支援学級の児童・生徒が社会に出てもサポートを受けられること、困った時にどのような助けを求めたらいいのか、男女にかかわらず学ぶ時間が必要だと思う。また、その保護者にも案内をしてもらいたい。 ホームページの「豊島区の支援情報(8)妊娠・子どものこと」には妊娠するためや、妊娠・出産期を喜ぶ場合の事業名しか記載されていない。「思いがけない妊娠」や迷いのある方が相談できる問合せ先も増やしてほしい。 また、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救済ダイヤルNaNa)やよりそいホットラインなど、夜中や緊急時に連絡可能な連絡先をわかりやすく表記してほしい。	ご指摘の、ホームページの「豊島区の支援情報」ページでは区の支援事業を紹介しており、夜間や緊急時などにも対応できる相談先については「相談先を探す」ページでご紹介しております。 様々なご事情を抱えた方が必要な情報にすぐアクセスできるよう、よりわかりやすい記載方法を検討してまいります。 【小中支援学級でのすずらんスマイルプロジェクトホームページ学習の時間】 現在すべての小中学校特別支援学級において、教育課程上に「生命の安全教育」を位置付け、実施しております。性に関する指導についても学習指導要領に従って実施しております。今後、学校として行う授業公開の際に、保護者の方々に参観いただく機会を設けるよう努めてまいります。	対応済	

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
32	35	施策の方向2 様々な困難を抱える女性への支援の推進	③ 若年女性支援の充実	9 予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実	35頁 予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実について、予期せぬ妊娠で困難を抱えるのは若年女性だけではないので、若年女性にかかわらず支援してほしい。 また、自ら生んで育てることを前提とした支援ばかりでなく、特別養子縁組制度の紹介を行うと明記してほしい。 生まない選択肢をとれるよう、アフタービルの無償提供や中絶費用の助成を年齢にかかわらず行うと明記してほしい。	ご意見の個所は施策③「若年女性支援の充実」の中に記載されている主な取組/事業ではありますが、ご意見のとおり、若年女性にかかわらず同様の状況にある女性を支援してまいります。 また、個別具体的な内容までは、主な取組/事業の内容には記載しないつくりとしております。 なお、個別具体的な内容につきましては、そのニーズや要望を適切に把握・検討した上で進めてまいります。 【特別養子縁組制度の紹介について】 様々な事情により実親による子どもの養育が難しい場合、区ではその子どもにとって最善の利益になるよう特別養子縁組や里親制度等へ繋ぎます。 計画の中で記載している「妊産婦への支援」の中には、特別養子縁組制度や里親制度の活用も含まれています。	対応済
33	35			風俗店の看板をたくさん見かける。 プラカードをもって客引きの少女も時にいる。 お金で女性の性を買うことを容認しないよう、買春行為を罰する条例を区独自で作れないものか。 そうしないと、性搾取に取り込まれる少女の救済は終わらないと考える。	計画案35頁No.10に、区条例に基づく客引き・スカウトに対する行政指導等を通じて、若年女性に対する働きかけを行う旨を追記しました。 豊島区では、区条例に基づき、客引きやスカウトに対する指導書等の交付や過料処分を行っており、同活動を通じて特異事案を把握した際は、警察等関係機関と連携し、対応しています。 「買春行為を罰する条例」につきましては、引き続き警察と情報共有しながら、国や都・他自治体の動向を踏まえつつ、若年女性が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないための対策について、研究してまいります。 【修正前】環境浄化パトロールや各種キャンペーン等における声掛けの中で、 【修正後】合同パトロールや各種キャンペーンのほか、区条例に基づく客引き・スカウトに対する行政指導等における声かけの中で、	対応	
34	35			日本有数の繁華街を抱える豊島区が若年女性支援に力を入れるのは心強い。 若年女性が性搾取などの危険な状況に巻き込まれやすいので、国の基本方針以上の支援・対策、全国に先駆けて根本に迫った対策を取ってほしい。	若年女性をはじめ困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を体系的に推進し、すべての人がその人権を尊重され、福祉が増進される誰一人取り残さないまちの実現に資するよう努めてまいります。 豊島区では、平素から警察や地域団体と連携した合同パトロールや各種キャンペーン等を定期的に行っており、これらの活動を通じて、若年女性が犯罪やトラブルに巻き込まれることのない、安全安心なまちづくりを推進してまいります。	対応済	
35	35			10安全・安心なまちづくりの推進 性を買うことは、性暴力やDVなどと同様の、ジェンダーに基づく暴力だとの認識のもと、買う側や業者に対する処罰を行い、(性を売らざるを得なかった(主に)女性たちへは、徹底した支援・擁護を行う条例を作してほしい。	当区では、平素から警察との情報共有を行うとともに、合同パトロールやキャンペーンを通じた注意喚起等、密に連携した防犯活動を推進しており、性を売らざるを得なかった方々を含め、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、引き続き警察等関係機関と連携しながら、防犯対策を推進します。 「買う側や業者に対する処罰」については、引き続き警察と情報共有しながら、国や都・他自治体の動向を踏まえつつ、誰もが犯罪被害やトラブルに巻き込まれないための対策について、研究してまいります。	個別具体的な質問・要望等	
36	35			独自に性搾取について、加害者(買春者や業者)の実態調査や意識調査を行ってほしい。	当区では、平素から警察との情報共有を行うとともに、職員がパトロールに際してスカウトや客引き等に対する行政指導・声掛けを行う等、実態把握に努めております。 引き続き警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、安全安心に寄与する防犯対策を推進してまいります。	対応済	
37	35			35頁 10 安全・安心なまちづくりの推進 性風俗店を抱えている池袋、大塚などネット検索すると女性の搾取が横行するひどいサイトが多く、悪質ホストやスカウトなど具体的に対応すべき名称を掲載することを希望する。またそのターゲットは若い女性に限らないため、記載に配慮してほしい。	計画案35頁No.10に、「区条例に基づく客引き・スカウトに対する行政指導」を追記しました。 豊島区では、区条例に基づき、性別を問わず、客引きやスカウトに対する指導書等の交付や過料処分を行っています。 同活動を通じて特異事案を把握した際は、警察等関係機関と連携し、対応しており、引き続き強固な連携を図ってまいります。 【修正前】環境浄化パトロールや各種キャンペーン等における声掛けの中で、 【修正後】合同パトロールや各種キャンペーンのほか、区条例に基づく客引き・スカウトに対する行政指導等における声かけの中で、 【ターゲット】 ご意見を受け、35頁NO.10の内容から年齢層を限定する表現を含んだ「若年女性が抱える」を削除しました。 【削除】若年女性が抱える	対応	

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
38	36	施策の方向2 様々な困難を抱える女性への支援の推進	③ 若年女性支援の充実	11子どもや若者に向けた啓発と予防教育の充実	小中高において、包括的性教育を行う必要があると思う。人権を大切にすることで、あらゆる人への心身への暴力をなくせると思う。	現在小中学校におきましては、学習指導要領に従い、適切に性に関する指導を実施しております。引き続き学校でのあらゆる教育活動の中で、互いを尊重しより良い人間関係を築くための指導を行ってまいります。	対応済
39	36				人権教育である包括的性教育を行っていくという方針を重点課題(事業)にしてほしい。 外部講師を呼んで行うのもよい。 各学校で実施されている「いのちの安全教育」の実態調査をしてほしい。 「同意」についてもしっかり知ってほしい。 豊島区立全中学校でデートDV教室が実施されているように全中学校や高校で包括的性教育が行えるとうい。	計画案においては重点事業を施策ごとに1事業選定しております。ご意見の内容は 計画案34頁～39頁 施策の方向2「様々な困難を抱える女性への支援の推進」 施策③「若年女性支援の充実」主な取組/事業NO.11「子どもや若者に向けた啓発と予防教育」が最も趣旨に近いものとなりますが、施策③は、先進的取組であるNO.7「すざらんスマイルプロジェクトの推進」を重点事業に選定しておりますため、原案のとおりいたします。 【いのちの安全教育】 現在すべての小中学校において、教育課程上に「生命の安全教育」を位置付け、適切に実施しております。性に関する指導についても学習指導要領に従って実施しております。今後も外部講師を積極的に活用し、性被害の防止を目指した指導に努めてまいります。	対応済
40	36				36頁 子どもや若者に向けた啓発と予防教育の充実について 性を貫くことは性暴力の一環だと明確に教え、反性搾取を教育に盛り込むと明記してほしい。	現在小中学校におきましては、学習指導要領に従い、適切に性教育を実施しております。今後も機会を捉え、性被害の防止及び性加害者にならないための指導に努めてまいります。	対応済
41	38	④ 複合的課題を抱える女性への支援	13女性相談支援員を中心とした包括的支援	女性相談員について、子育て支援課に所属しているのか。女性相談と独立した形で、各関係機関からの情報を把握し発信(つぎにつなげる)するようにできないか。	女性相談支援員は、ひとり親手当同等との業務の円滑な連携を重視し、現在子育て支援課に配置しております。施策④番号13「女性相談支援員を中心とした包括的支援」に記載の通り、女性相談支援員と多様な関係機関との連携を図っていく中で、情報の把握や発信を行ってまいります。今後もよりよい組織体制について検討してまいります。	対応済	
42	38			16高齢者支援	若年女性を主な対象とする区の姿勢が残念である。高齢女性の44%は貧困という事実がある。 女性は男性に比べ、給与・年金が低い。高齢者となると、男女一緒の枠に含めしてしまう傾向があるが、男女の現実の違いを踏まえる必要がある。 若年女性向けのプロジェクトが強調されるが、納税者であり、有権者である高齢女性をしっかり支える計画であってほしい。	高齢期には経済状態を始め、健康状態、親族関係、住宅問題等、様々な複合的な要因により、生活課題の個性が強くなってまいります。困難な問題を抱える女性をはじめ、当事者一人一人が抱える問題に寄り添った相談支援が行えるよう、引き続きアウトリーチや生活支援に取り組んで参ります。	対応済
43	39			17外国人支援	外国人の困難女性支援に力を入れてほしい。 例えば、空き家を外国人女性の集いの場とし、食事を提供し、相談に乗るといった支援の取組ができるとうい。	R6年7月に開設した外国人相談窓口では、区の職員が相談対応を行っており、相談内容に応じて関連部署と連携しております。また、地域の外国人支援団体とも連携し、様々な困難を抱える外国人への支援を強化してまいります。 【空き家活用について】 区では、空き家のオーナーと空き家を福祉的な住宅や施設、地域コミュニティ施設として活用したい事業者をマッチングするとともに、事業化の際の改修費の補助や運営の支援を行うことで、空き家の利活用に取り組んでおります。	対応済
44	42	施策の方向3 多様な主体による支援体制整備	⑤ 庁内外支援体制の整備	22相談支援機能の強化	支援に関わる相談窓口設置課とは何か。	広範かつ多様な問題が想定されることから、あえて所管課を限定せず、全庁挙げて困難な問題を抱える女性を支援していく趣旨で、相談を受ける可能性がある窓口を設置する全ての課が所管課となるという考えのもと、このように記載しております。その意図が伝わりやすくなるよう修正を行いました。 【修正前】支援に関わる相談窓口設置課 【修正後】支援に関わる全ての相談窓口(相談窓口設置課)	対応
45	42			23支援者のメンタルケア等の充実	女性相談支援員常勤職員が1名増員され5名になったのはよかった。専門的な知識や各部署との連携等も重要だと思う。 支援者のメンタルケア等の充実や、在職年数5年以上など、長く働き続けられる体制づくりをお願いする	専門的知識の習得や各部署との連携については、非常に大切なものと認識しております。そのため、支援員の質の向上については、42ページ番号22「相談支援機能の強化」に、また、支援者のメンタルケアについては、43ページ番号23「支援者のメンタルケア等の充実」に記載させていただきました。	対応済

番号	頁	項目	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	対応状況
46	43	施策の方向3 多様な主体による支援体制整備	⑥ 民間団体や関係機関との協働の推進		連携する民間団体は、フェミニズムを基盤とした、女性主体の団体、最低でも性暴力や性搾取の構造を理解している女性らが主体となった団体を前提とすべきである。	区と民間団体との連携・協働は、相互理解と尊重に基づき進めていくこととなります。 双方の活動目的や活動内容について十分に理解し合ったうえで、困難な問題を抱える女性への適切な支援に資する民間団体との連携・協働を推進してまいります。	対応済
47	43			25 ネットワークの構築	幾つかの民間団体との連携が形成されているようだが、その施設見学を計画化してほしい。	いただいたご意見を今後、民間団体と共有した上で、施設の設置目的や利用の状況により、施設見学等の実施が可能であるかどうか民間団体の意向を確認したうえで検討してまいります。	個別具体的な質問・要望等
48	44		⑦ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進	27 当事者のエンパワメント	困難な問題を抱える女性への支援の現状や取り巻く状況、関係機関・民間団体への調査結果にある課題をどう克服するかが問われていると思う。 制度や区の実情を知らないために困難な状況のままにいる人を一人でもなくすため、周知啓発をはじめ、意識変革につながるよう、計画を実践できるよう努めてもらいたい。	ご意見の内容を一つの課題ととらえ、計画案40頁～44頁施策の方向3「多様な主体による支援体制整備」施策の「困難女性支援に対するすべての人の理解の促進」において、主な取組/事業NO.27「当事者のエンパワメント」、NO.28「区民・事業者への普及啓発」にも記載のとおり、周知啓発や意識変革に向け、計画にもとづき着実に実践してまいります。	対応済
49	44	28 区民・事業者等への普及啓発		性暴力やDVはジェンダーに基づく暴力だということをしっかりと伝えることが必要である。「全ての人への性暴力を許さない」と同時に、より被害にあいやすい属性(ここでは女性)への支援・擁護、より加害をしやすい属性(ここでは男性)への対策を行うとしてほしい。	計画案12頁(10)のデータにもありますように、配偶者間における殺人、傷害、暴行事件の検挙件数は、夫によるものが妻によるものを上回っております。 その対策として、被害支援の一環として、加害者自身の責任の自覚により、暴力の再発を防ぐための取組である加害者プログラムの開催等について、計画案44頁施策の「困難女性支援に対するすべての人の理解の促進」NO.28「区民・事業者等への普及啓発」に記載しております。	対応済	